

事務連絡
平成27年2月2日

各施設代表者様

障害福祉課長
長寿介護課長

社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の徹底について（依頼）

県内の複数の医療機関及び社会福祉施設等においてインフルエンザの集団感染が発生し、入院患者等が死亡する事例が発生しています。

つきましては、社会福祉施設等においては、平成26年11月14日付け健康発1114第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「平成26年度今冬のインフルエンザ総合対策について」の各施策の実施徹底を図るようお願いいたします。

また、次の事態が発生した場合には、速やかに市町等の社会福祉施設等主管部局及び保健所に報告するようお願いいたします。

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- 同一の感染症又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設が報告を必要と認めた場合

併せて各施設においては、平成25年3月厚生労働省公表「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」及び平成17年2月22日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」等に基づき、適切に対応するようお願いいたします。

【参考資料】

- 平成 26 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について（厚生労働省専用ページ）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

- インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成 25 年 3 月）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>